

## 第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について、条例適用外とした決定は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 開示の請求

審査請求人は、平成22年10月22日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、特定日に特定病院の院長が警告文（退去）カードをかかげ、私に退去を命じた際に、広島南警察署員が、私が母のベッドの側にいる状態で撮影した（カードをかかげ持つ院長を中心の写真）この私に関わる全ての画像の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、広島南警察署員がフィルムカメラ及びデジタルカメラでの撮影により取得した次の情報（以下「本件対象情報」という。）を本件請求の対象となる保有個人情報として特定し、平成22年11月2日、本件対象情報は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当するとして、条例第38条第1項第2号の規定に基づき、条例適用外決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

<本件対象情報>

- (1) 印画紙に焼き付けられて写真撮影報告書に貼付された写真2枚
- (2) 印画紙に焼き付けられずにネガフィルムのまま保管された画像2枚
- (3) デジタルカメラによって撮影されて電磁的記録としてパソコンのハードディスクに保存されている画像4枚

### 3 審査請求

審査請求人は、平成23年1月6日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求書

個人情報保護条例適用外通知書にみる記載された請求に係る保有個人情報の内容が、正しくないことによる適用外決定の可能性があるのである。私

が請求している個人情報、私個人ではなく特定病院院長であった特定人のものである。特定人が「警告（退去命令）」と書いたプラカードを胸の高さあるいはもっと頭方向に高く、掲げたポーズでの写真約4枚である。特定人が、入院中の私の母を医学的な理由ではなく拘束した可能性を示すものとして必要なためである。

## (2) 意見書

私の意見供述は、理由説明書の各項目に対するものです。それを以下に記述します。

### ア 審査請求に関する保有個人情報について

審査請求のために（根本的に間違った）何度も公安委員会に足を運びましたが、毎回請求時に聞き取りをする係の人達によって微妙に文章の訂正を誘導された感が残りました。その関係からか今回も広島南警察署員によって自分の姿を写真撮影されたということで、その時の写真及び全ての画像を自己情報として開示するように求めていると言う記載は正しくありません。撮影時どのアングルでどの拡大比率で撮影したのか、また撮影対象だけにしぼったか否か等によるので私が撮影写真・画像に入っているかどうか解りません。私が請求しているのは退去命令のプラカードを両手で持ち、胸元に或いは頭上に掲げて立った白衣姿の特定人の写真・映像を含め全てです。自分の姿を自己情報として請求しているわけではありません。

### イ 写真撮影について

私は被疑者ではありませんし、起こったことは捜査対象でもありませんので意味不明でした。

しかし、この文面により刑罰法令に違反する事案と判定し、広島南警察署が行動（介入）したことが判明しました。誰が被疑者かこの項には書かれていないので、この項の内容だけでは意味が解りませんでした。次項を読むと警察が勝手な想定に基づき介入したことが解りました。

また、警察が写真撮影をしたのは、介入した論拠として、特定人による退去命令、即ち横書き「警告」タイトルとその下に書かれた退去要請のプラカードそのもの、或いはプラカードとそれを掲げる特定人の映像、或いは（警察が指定した）不退去者の私が写っている写真・画像が必要だったと言うことです。

### ウ 今回の写真撮影の経緯について

この項の記述の中で広島南警察署は私を被疑者としたことが判明。不退去罪に該当するとしていますが、この時間帯は昼間の面会時間中で家族が病院にいることは当たり前です。不退去罪には当たりません。また、本日も今から来ると連絡が入ったとあるが、私はこのような馬鹿げた予告電話はしていません。

### エ 条例の適用外とした理由

ここでも審査請求人を被疑者と名指しし不退去被疑事件と記述されている。そして捜査で得た情報は開示しないと述べている。しかし、もともと不退去被疑事件捜査は警察の誤認捜査であり、私は不退去罪の被疑者に当たりません。警察の想定したこの事案は成立しません。したがって、実際の捜査の過程で得られた写真及び画像の私への提供は条例の適用外にはならないと考えます。私が開示請求している保有個人情報は刑事訴訟法に係

る訴訟に関する書類には該当しないと考えられます。なお、前回の私の請求理由は的を得ていなかったかも知れません。それは、私が刑事事件の被疑者と目されていたことを知らなかったため、適用外とされた判断基準の間違いを指摘出来なかったためです。保有個人情報の開示適用外の判断は、上記している如く事件性のないものをあるとした根本的に間違った事実関係に立脚してなされています。

ここに私の意見を述べ、再度開示を請求します。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

##### 1 審査請求に関する保有個人情報について

審査請求人は、審査請求人の母親が入院する病室内において広島南警察署員によって自分の姿を写真撮影されたということで、その時の写真及び全ての画像を自己情報として開示するように求めている。

当該写真撮影は、広島南警察署員がフィルムカメラ及びデジタルカメラによって行っている。

この撮影によって取得した写真及び画像は、

- (1) 印画紙に焼き付けられて写真撮影報告書に貼付された写真2枚
- (2) 印画紙に焼き付けられずにネガフィルムのまま保管された画像2枚
- (3) デジタルカメラによって撮影されて電磁的記録としてパソコンのハードディスクに保存されている画像4枚

であることから、(1)の写真撮影報告書、(2)のネガフィルム及び(3)の電磁的記録を本件対象情報として特定したものである。

##### 2 写真撮影について

警察は、県民等から相談や届出を受けた場合、刑罰法令に抵触する事案については、所要の捜査を行って被疑者を検挙する。写真撮影は、その捜査の中で証拠を収集し保全するために必要な捜査手法である。

##### 3 今回の写真撮影の経緯について

特定月中旬、審査請求人は広島南警察署に、特定病院による母親への医療行為に対し不満を述べ、転院させる方法を相談している。

一方、病院側も広島南警察署に、審査請求人の病院内での行動は医療行為に支障があるとして相談を行っている。

特定月下旬には、審査請求人が119番通報して母親の転院を行おうとしたことから、もめごとに発展し、110番通報により警察官が臨場することとなった。広島南警察署は双方から事情を聴取するなどした結果、審査請求人が病院側の退去指示にもかかわらず病室から退去しないことは、不退去罪に当たる可能性があるとして捜査するに至った。

こうした中、特定日に、広島南警察署は病院側から審査請求人が連日、病室を訪れており、退去するように促しても退去しない。このままだと医療行為に支障をきたしている。本日も今から来ると連絡が入った旨の連絡を受けたことから、署員を病室にあらかじめ配置し、審査請求人の行為について証拠保全するために写真撮影をしたものである。

#### 4 条例の適用外とした理由

##### (1) 条例及び刑事訴訟法の規定

条例第 38 条第 1 項第 2 号は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 4 章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないこととされている保有個人情報を、開示、訂正及び利用停止に関する規定を適用しない保有個人情報として規定している。

また、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項は、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第 4 章の規定は適用しないと規定している。

以上のことから、訴訟に関する書類及び押収物は、条例の開示に関する規定が適用されない保有個人情報に当たる。

##### (2) 訴訟に関する書類

刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類とは、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件、被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官、弁護士、司法警察員その他の者が保管するものも含まれ、不起訴記録であってもこれに含まれるものと解されている。また、当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、捜査に基づく事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により事件性がある疑いが生じ捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は、捜査及び公判の維持に対する支障を防止する観点から、その事件に関する書類は訴訟に関する書類に当たるものと解されている。（平成 22 年 4 月 15 日津地方裁判所判決等）

##### (3) 本件対象情報の該当性

本件対象情報は、審査請求人を被疑者とした不退去被疑事件捜査の過程において取得し、作成したものである。

当該事件の立証が困難であるため送致されずに警察署に保管中のものであるが、今後、事情の変化により捜査が再開される可能性があるため、本件対象情報は訴訟に関する書類に該当すると解される。

##### (4) 結論

以上のことから、本件対象情報は刑事訴訟法に係る訴訟に関する書類に該当し、条例第 38 条第 1 項第 2 号の規定により条例が適用されない保有個人情報と判断される。

#### 5 審査請求人の主張について

なお、審査請求人は、「個人情報保護条例適用外通知書にみる記載された請求に係る保有個人情報の内容が、正しくないことによる適用外決定の可能性があるからである。」などと主張するが、本件対象情報の特定に誤りはなく、同情報を条例の適用外とした判断は条例の規定に基づくものであって、請求人の主張は当たらない。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 条例第 38 条第 1 項第 2 号（適用除外）について

条例第 38 条第 1 項第 2 号は、個別の法律において、行政機関個人情報保護法

第4章の開示及び訂正等の規定が適用されないこととされている保有個人情報については、各法律との整合性の観点から、条例第2章（第1節を除く）の開示及び訂正等の規定についても、適用除外することとしたものである。

そして、刑事訴訟法第53条の2第2項は、訴訟に関する書類に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は、適用しないと規定している。

したがって、訴訟に関する書類に記録されている保有個人情報については、条例第2章（第1節を除く）の規定は、適用しないということになる。

## 2 訴訟に関する書類の該当性について

実施機関は、本件対象情報は刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第38条第1項第2号の規定に基づき、条例適用外としたと主張するので、この点について、以下検討する。

刑事訴訟法第53条の2第2項の規定する訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、裁判所が事件記録として編てつした訴訟記録だけではなく、捜査段階で作成又は取得される捜査書類をも含むと解されている。

本件対象情報は、実施機関の理由説明書によると、審査請求人を被疑者とした不退去被疑事件の捜査の過程の中で、審査請求人の行為を証拠保全するために写真撮影により取得し作成された書類であり、当該事件の立証が困難であるため、送致されずに警察署に保管中のものである。

このことからすると、本件対象情報は、被疑事件に関して作成された捜査書類であり、現時点においては、送致手続がされていないものであるが、その後の事情の変化により、当該事件に関する訴訟記録となる可能性がある書類であることから、訴訟に関する書類に該当することは明らかである。

なお、審査請求人は、捜査自体が誤認であるため、本件対象情報は、条例適用外とはならない旨主張するが、上記で述べたように、条例第38条第1項第2号は、訴訟に関する書類については、条例第2章に規定する保有個人情報の開示及び訂正等の規定は適用しないと規定しているのであり、当該捜査が誤認かどうかは、本件対象情報が訴訟に関する書類に該当するか否かとは無関係である。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

以上のことから、実施機関が本件対象情報について、訴訟に関する書類に該当するとして、条例適用外とした決定は妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
23. 3. 16	・ 諮問を受けた。
23. 3. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
23. 5. 25	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
23. 6. 15	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
23. 8. 15	・ 審査請求人から意見書を収受した。
23. 9. 28 (平成 23 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
23. 10. 25 (平成 23 年度第 7 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授